**平成２８年９月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　平成28年９月26日（月）　　　　午後２時より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　津田博委員長、脇山亜子委員長職務代理者、

玉邑恵子委員、草柳栄子委員、牧岡努教育長

　　　　　　　　　　岩倉みどり教育課長、大竹建治生涯学習係長

　　　　　　　　　　書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

教育委員長より、開会あいさつ

２　教育長の報告

1. 学校教育に係る部分について

・園・学校の様子に関すること

・児童生徒指導に関すること

・学校の安全に関すること

・その他

（２）生涯学習に係る部分について

・スポーツ・文化事業に関すること

・青少年育成に関すること

・文化施設に関すること

・その他

３　協議事項

（１）真鶴町立まなづる小学校児童の通学費助成に関する要綱の一部改正について

課　　　長　　　　　それでは、資料１をお願いします。

初めに、10月１日から運行されるコミュニティバスについて簡単に概要をご説明いたします。現在運行している10人乗りのワゴン車両から、29人乗りのバスになります。

それに伴いまして、現在小学生が通学に利用しています、真鶴駅から岩区間の路線バスの運行が廃止され、この区間は新しいコミュニティバスが運行されるため、路線バスで通学している児童は、今後、このコミュニティバスを利用して学校まで通学することとなります。

新しく運行するコミュニティバスは、運賃が有料になり、１回あたり大人200円、小学生以下100円となりますが、定期券の販売がなく、ＩＣカードのスイカかパスモ若しくは現金でしか乗車できなくなりますので、小学生もＩＣカードを利用して通学することとなります。

教育委員会では、路線バスで通学する児童に対して、「まなづる小学校児童の通学費助成に関する要綱」に基づき、定期代購入の一部を助成していますが、コミュニティバス移行後も引き続き通学費助成を行うため、必要な改正を行うものです。

主な改正内容は、コミュニティバスの運行に伴い、岩区間を走る路線バスが廃止になることによる文言の改正や、通学定期券から、ＩＣカード利用になることによる文言の改正となります。

通学費助成金の額については、第３条をご覧ください。定期券の販売がなくなるため、１月につき実際に支払った運賃から1,000円を控除した額を助成してまいります。また、定期券の販売がなくなるため、通学定期券のコピーに代わり利用履歴を提出していただくようになります。

なお、現在、スクールバスを利用して通学している児童につきましては、10月１日以降も引き続きスクールバスを利用しての通学となります。以上です。

委　員　長　　　　　金額的に変わるのですか。

課　　　長 　往復で200円となります。現在の定期券より高くなると思いますが、児童の乗車状況などで、金額は変動すると思います。保護者の負担は1,000円で変わりません。

委　員　長 　定期券があると、塾などに通う際にも使用できましたので、便利でした。

委　　　員 　チャージを忘れると大変ですね。飲み物等も買えますからね。

課　　　長 　その点については説明会の場で、保護者に周知を行いました。そのような面での懸念から、保護者は手間になると思いますが、履歴の提出が必要になります。

委　　　員 　夏休み期間はどのような対応になりますか。

課　　　長 　夏休み中の補助は今までも行っておりません。

教　育　長 　小学校に一日に二回登校する場合や、準備を行うための休日の登校、学校のために集まる際の対応はどうなりますか。

課　　　長 　理由によって判断することになると思います。校外学習等は把握できます。

教　育　長 　理由によって補助が行われるのですか。

委　員　長 　土曜日に学校の授業などがある際にはどうなりますか。

課　　　長 　理由によって、確認等を行うことになると思います。履歴は最大50件までになりますので、保護者の方々にご協力いただくことになります。

委　　　員 　乗った場所と降りる場所の履歴は、一律料金でも出るのでしょうか。

課　　　長 　場所の履歴に関しては確認していませんが、処理としてはバスの利用があった日と金額を確認し、補助を行います。

教　育　長 　休み中に用事があって登校した場合はどうなりますか。

課　　　長 　登校理由を確認して対処していきたいと思います。

教　育　長 　教育課程によらず、登校した理由によって補助の決定を行うということでしょうか。

課　　　長 　学校に登校理由を確認して、対処していきたいと思います。

委　員　長 　事務手続きは複雑になると思います。

委　　　員 　遊びに行くためには使ってはならないということですか。

教　育　長 　学校の無い日に登校があれば個別に確認する必要がありますね。そのような履歴が出てきた際の対処の確認をしっかり行ってください。

委　　　員 　コミュニティバスの定期があれば簡単になりますね。

課　　　長 　定期券の販売がないので、確認作業をしっかり行っていきます。

委　員　長 　他の使用を禁止するのではなく、関係するものを抜き出すべきかもしれません。

課　　　長 　始まってみないと状況もわかりませんが、関係のある内容を取り出して補助金額の確認を行っていきたいと思います。

教　育　長 　学校に来るために使用するというように、子どもや保護者への指導は行っていますか。

課　　　長 　保護者に向けた説明会の中で、先生にも出席していただき、説明書を配付し、説明を行いました。その場では質問等はありませんでしたが、これから実施する中で質問などが出てくるだろうと考えております。

教　育　長 　始発はありますが、帰りの時間にバスが満員で乗り切れない場合は考えられますか。

課　　　長 　コミュニティバスは折り返して運行しますので、現在乗車している場所が始発になります。また、帰りの時間がとても混雑するといったことは考えにくいです。

委　員　長 　それではよろしいでしょうか。協議事項は以上になります。資料２の月間事業計画の報告をお願いします。

報告事項

　　　　　　　　　施設の月別利用状況、事業計画等を説明

委　員　長 　ご説明ありがとうございます。以上をもちまして９月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

次回定例会　　　　　平成28年10月27日(木)　　 協議会１３：３０～

 　　　　　　　　真鶴町国民健康保険診療所　２階会議室

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 定例会１４：００～

真鶴町国民健康保険診療所　２階会議室